

平成26年度

決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにどのように生かされたかをまとめたものです。

一般会計

平成26年度の一般会計決算額は、歳入が185億3,307万円、歳出が177億2,698万円、当年度における「歳入歳出差引額」は8億609万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は6億8,444万円となりました。

【歳入】

全体では前年度に比べて14億6,352万円（△7.3%）の減となりました。

平成25年度繰越の国の経済対策事業の終了や玉造統合小学校の施設整備が完了したことにより、国庫支出金・県支出金が減額となったほか、市債発行の抑制等により減額となりました。

【歳出】

全体では、前年度に比べ14億3,671万円（△7.5%）の減となりました。厳しい財政状況の中、限られた財源の重点的配分を行うとともに、経費の一層の削減など財政の健全化に努めながら、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。特に今年度は地域医療充実のための公的病院への運営補助や平成26年2月の大雪被害に対する被災農業者向け経営体育成支援事業補助について増額となりました。

特別会計・企業会計

一般会計のほかに、特定の事業を行うための7つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

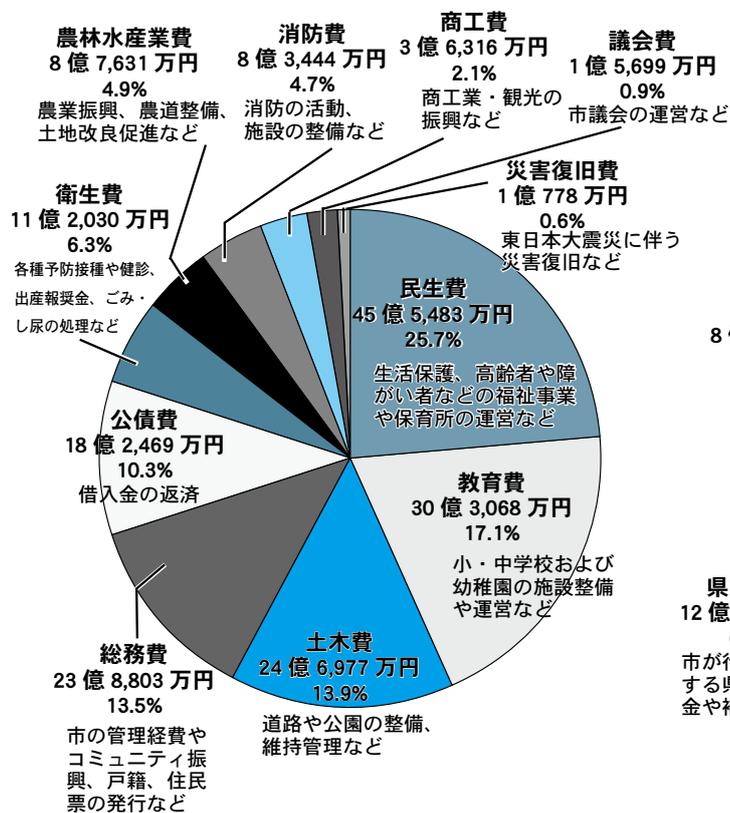
「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額109億8,281万円、歳出総額108億6,232万円、差引1億2,049万円となりました。

【問い合わせ】

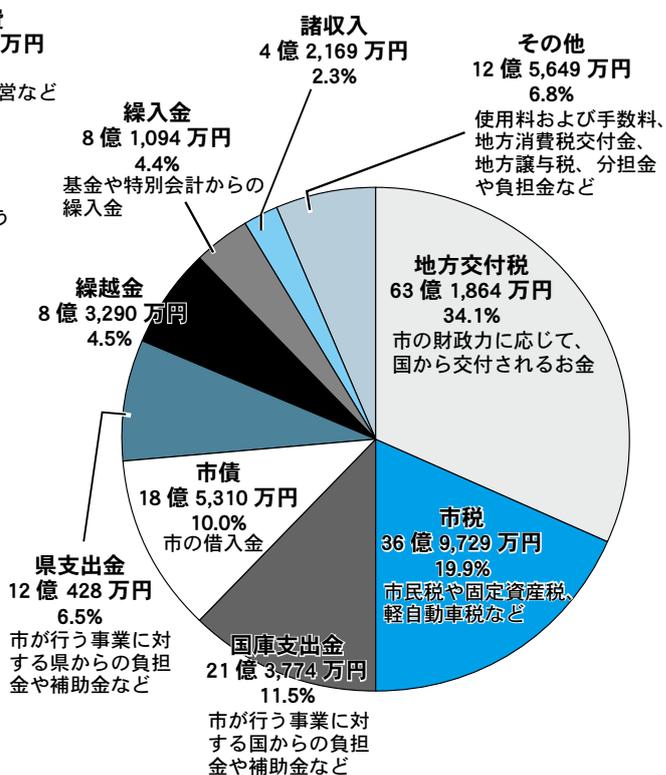
財政課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

一般会計歳出 177億 2,698万円



一般会計歳入 185億 3,307万円



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

特別会計・企業会計決算額

会計区分	歳入決算額 主な項目	歳出決算額 主な項目	歳入歳出差引残金
国民健康保険	52億2,162万円 国民健康保険税、国庫支出金、 共同事業交付金、前期高齢者 交付金、繰入金など	52億10万円 保険給付費、後期高齢者支援 金、共同事業拠出金、介護納 付金など	2,152万円
介護保険 (保険事業勘定)	34億3,638万円 保険料、支払基金交付金、国庫 支出金、県支出金、繰入金など	33億9,307万円 保険給付費、地域支援事業費、 総務費など	4,331万円
介護保険 (サービス事業勘定)	1,071万円 介護予防サービス収入、繰入 金など	928万円 新予防給付事業費など	143万円
後期高齢者医療	3億100万円 保険料、繰入金など	2億9,904万円 広域連合納付金など	196万円
農業集落排水事業	1億6,744万円 負担金、県支出金、繰入金、 使用料など	1億6,154万円 総務費、公債費、事業費	590万円
特定環境保全公共 下水道事業	4億8,857万円 国庫支出金、市債、県支出金、 使用料、繰入金など	4億7,915万円 事業費、公債費、総務費など	942万円
流域関連公共 下水道事業	3億1,714万円 使用料、負担金、市債、繰入 金など	3億658万円 公債費、維持費、下水道費、 総務費	1,056万円
戸別浄化槽 整備事業	9,725万円 市債、国庫支出金、県支出金、 負担金、繰入金など	9,424万円 事業費、総務費、公債費	301万円

水道事業会計

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

区分	歳入	歳出	差引額
収益的収支	9億4,270万円	9億1,932万円	2,338万円
資本的収支	8,568万円	4億1,146万円	△3億2,578万円

企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としています。

潮来税務署からのお知らせ

潮来税務署

☎0299(66)6931

平成27年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)から3月15日(火)まで(税務署の閉庁日：土・日・祝日等を除く)です。

確定申告期間中は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。



平成27年度 商工・労働・消費者セミナー開催

商工観光課(北浦庁舎)

☎0299(35)2111

本年1月から本格稼働したマイナンバー制度について、事業者・労働者・消費者が知識を共有し、共通理解できるように「マイナンバー制度対応について」のセミナーを実施します。

【期 日】

2月20日(土)

【時 間】

午後1時30分～午後4時

【対 象】

市内および近隣市町村一般市民

【募集人数】

100人(定員になり次第締切)

【場 所】

麻生公民館 2階 研修室

【料 金】

無料

【申込方法】

電話またはFAXにて商工観光課(北浦庁舎)へお申し込みください。

【申込締切】

2月15日(月)

平成27年度パソコン農業簿記講習会開催

農林水産課(北浦庁舎)

☎0299(35)2111

パソコンによる農業簿記講習会を開催します。

【期 日】

2月4日(木)、2月18日(木)

【時 間】

午後7時～午後9時

【場 所】

玉造公民館

【対象者】

農業簿記経験者、パソコンの基本操作ができる農業者

【募集人数】

各日10人(定員になり次第締切)

【料 金】

無料

【申込方法】

電話にて、受講を希望する会場、氏名、住所、電話番号、経営作物、パソコン知識など農林水産課農業振興グループ(北浦庁舎)までお知らせください。

【申込締切】

各開講日前日まで



「農家レストラン花菜」のオープンについて

商工観光課(北浦庁舎)

☎0299(35)2111

市では、新鮮な行方野菜や豊富な畜産物をフレンチやイタリアンに取り入れた欧風料理が味わえるレストランを期間限定でオープンします。皆さまのお越しを心からお待ちしています。

【営業期間】

2月2日(火)～3月30日(水)

※毎週月曜日休業(祝日の場合は翌日休業)

◆ランチ(完全予約制)

午前11時～午後2時

◆スイーツ&ティータイム

午後2時～午後4時

◆ディナー(完全予約制)

I部 午後5時～ II部 午後7時～

【場 所】

行方市山田1095

緑と風の農園(高柳秀樹邸家屋使用)

【予約受付】

鹿島セントラルホテル 予約センター

(☎0299-95-5522)

【お問い合わせ】

◆鹿島セントラルホテル予約センター

(午前8時30分～午後8時)

◆商工観光課(北浦庁舎)(午前8時30分～午後5時15分※平日のみ)

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催について

【問い合わせ】 都市建設課 都市計画グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

行方都市計画における案の作成にあたり、広く住民の皆さまからご意見をいただくため、都市計画法に基づき、次のとおり都市計画の素案を閲覧に供し、公聴会を開催します。

公聴会では、都市計画の素案に対して意見を述べるができます。意見を述べることを希望される方は、公述申出書を提出してください。なお、公述の申し出がない場合には、公聴会は開催されません。

(1) 都市計画の素案の閲覧

- ①期 間 2月3日（水）～2月12日（金）まで（土・日曜日および祝日を除く）
- ②時 間 午前8時30分～午後5時15分
- ③場 所 総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）、都市建設課（玉造庁舎）
- ④閲覧内容 行方都市計画 用途地域の変更（行方市決定）
 - ・上山鉾田工業団地地区（行方市芹沢の一部）
 - ・麻生第一、第二、第三、第四地区（行方市麻生、粗毛および富田の一部）

(2) 公聴会の開催

- ①開催日時 2月19日（金） 午後1時半から
 - ②開催場所 行方市役所 玉造庁舎2階 第2会議室（玉造甲404）
- ※公述の申し出がない場合には、公聴会は開催されません。
- ※公聴会は傍聴できますので、希望される方は開催時間までに直接会場へお越しください。

(3) 公述申出書の提出

- ・都市計画の素案に対し、意見を述べるができます。希望される方は、公述申出書（用紙は都市建設課にあります）を提出してください。
- ①申出期間 2月3日（水）～2月12日（金） 必着
- ②提出先 〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404 行方市長 鈴木周也（都市建設課扱い）あて

公の施設の指定管理者が決定しました

【問い合わせ】 総合戦略課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

市の公の施設の指定管理者の指定議案が、12月の定例会市議会で可決され、各施設の指定管理者が決定しました。各施設における指定管理者と指定期間は次のとおりです。

施設名	指定管理者	所管課	指定期間
霞ヶ浦ふれあいランド	(一財) 行方市開発公社	商工観光課	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日
観光物産館「こいこい」			
あそう温泉「白帆の湯」	(株) 共立メンテナンス		平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
行方市北浦荘			
天王崎観光交流センター「コテラス」			

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、市に代わって民間事業者等が行うもので、民間の活力とノウハウを活用して、より質の高い市民サービスの提供と経費削減につなげることを目的とした制度です。

税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

○国民健康保険税 第8期
納付期限（口座振替日）は
2月29日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 3月1日（火）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎2階大会議室（麻生1700番地6）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
15-4	山田字剪入	3524番	田	3618	140,000	20,000
15-6	小幡字水無沖	83番10	畑	3286	1,400,000	140,000

*詳細は「公売広報」をご覧ください。

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 電話0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることのできない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

市税口座振替領収済通知書廃止のお知らせ

口座振替領収済通知書が送付されなくなります

口座振替を利用して市税を納付される方には、毎年4月に前年度分の「口座振替領収済通知書」をお送りしていましたが、経費削減および省資源化の観点から平成27年度振替分より廃止させていただきます。

なお、軽自動車の車検用書類として必要な「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、今までどおり6月に送付いたします。※廃止する税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

◆よくある質問

Q1 廃止したのはなぜですか？

A1 口座振替・自動払込をご利用の方は「口座振替領収済通知書」を送付し、口座振替により納付済みとなった税額についてお知らせしていましたが、この通知書に記載されている内容については、預貯金通帳への記帳により確認できるものであり、省資源化の推進による経費削減の観点から廃止させていただきます。

Q2 口座振替・自動払込の場合は、領収書を発行しなくてもよいのですか？

A2 従来より口座振替・自動払込を利用して市税を納めていただいた場合は、領収書を発行しておりませんでした。これまで送付していた「口座振替領収済通知書」は納付済みとなった税額のお知らせであり、領収書や納税証明書としてお使いいただくことはできないものです。公的な証明書が必要な場合は「納税証明書」を申請してください。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみたいか
がですか。

午後0時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスし
ていただければ、詳しい内容をご覧いただけます。

また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

公売日時	3月1日(火) 午後1時20分～午後2時20分
公売場所	茨城県水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町1-3-1)
公売対象不動産	<p>●売却区分番号 27-197 見積価格 630,000円 公売保証金 70,000円</p> <p>◆財産の表示(登記簿による表示)</p> <p>【土地】</p> <p>1) 所在 島並字地蔵前 地番 311番 地目 宅地 地積 244.47㎡ 2) 所在 島並字鳥打峰 地番 290番1 地目 畑 地積 287㎡ 3) 所在 島並字地蔵前 311番地 家屋番号 311番 種類 居宅車庫 構造 木・ブロック造スレート葺2階建 床面積 1階 84.42㎡ 2階 64.02㎡ 以上登記簿による表示</p>
その他	中止になる場合があります

【問い合わせ】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX029-225-1600

ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

シリーズ 国民健康保険

国保のいろいろな給付

保険制度は、予期しない病気や負傷などに備えて共通
の準備財産をつくり、それによって個人の経済生活を安
定したものにしようとするものです。これらのことに対
して、次のような給付等を行っています。

○疾病や負傷など療養の給付

診察や手術、薬などの費用に対する給付です。

※医療費の自己負担割合

- ・0歳～小学校就学前まで … 2割
- ・小学校就学後～69歳まで … 3割
- ・70歳～74歳まで … 2割

(昭和19年4月1日までに生まれた人は1割、
一定以上所得者は3割)

○療養費

コルセット等の治療用補装具や、はり・マッサージ、
または急病等やむを得ない事情で保険証を提出せず、医
療費全額を自己負担したとき、申請によりその保険給付
対象額分が支給されます。

○高額療養費

医療費の自己負担が限度額を超えたときに、その超え
た額が支給されます(所得や年齢によって自己負担限度

額が変わります。また、月ごと・病院ごと・診療科ごと
に計算します。詳細についてはお問合せください。

○高額療養費貸付

前記した高額療養費該当の方に、支給額の9割までを
貸し付けすることができます。原則として国保から医療
機関などに直接支払われます。

○出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したときは、
出産育児一時金として子供1人につき42万円(産科
医療補償制度加入医療機関以外で出産した場合は40
万4,000円)が支給されます。

ただし、社会保険等の被保険者本人として1年以上加
入していて、その保険をやめてから6カ月を経過してい
ない間に産出した場合は、以前加入していた保険から支
給されます。

○葬祭費

国保加入者が死亡したとき、その葬儀を行った人に
5万円が支給されます。

【問い合わせ】国保年金課(玉造庁舎) TEL 0299-55-0111